

考え方と直接結びつくものとはいえないことが認められることからすると、当時、被告が教科書検定意見の撤回を求めることを琉球新報の基本的立場とすることを明確にしていたとしても、そのことが慶良間編を掲載しなかったことの原因であると認めることはできないというべきである。

オ また、前記認定事実によれば、連載再開以降にも、過去の著作の引用であることを明示せずに引用している部分もあることが認められるが、そうであるとしても、被告が慶良間編を掲載しなかったことの原因の合理性が否定されるとはいえず、また、その事実だけから、不掲載の原因が、教科書検定意見に反対するキャンペーンに水を差すことにあると推認することもできない。

カ 以上のとおり、被告が慶良間編を掲載しなかったことには、合理的な理由があるものといえるから、そのことが原被告間の連載執筆契約の債務不履行に当たるとは認められない。

(4) 次に、被告が第181回の原稿を掲載しなかったことが原被告間の連載執筆契約の債務不履行に当たるとどうかを検討する。

ア 前記認定事実によれば、第181回の原稿の内容は、『沖縄戦ショウダウン』、沖縄タイムスに連載された宮城晴美の『母の遺言』、産経新聞に掲載された照屋昇雄の証言等を要約したものが記載され、最後に、赤松隊長の2通の手紙を紹介して、「これでパンドラの箱を閉じる。パンドラの箱に残ったもの、それは人間の真実だ。(おわり)」とするものであり、被告は、第181回の原稿について、連載が中断される原因となった『沖縄戦ショウダウン』の内容を冒頭から紹介し、更に沖縄タイムスや産経新聞に掲載された記事を紹介する内容で、全体の8割近くが新味のない焼き直しのものであると認識して、原告に対し、このままでは掲載できないとして書き換えを求めたことが認められる。このように、被告が原告に対して原稿の書き換えを求めたのは、原稿の8割近くが新味のない焼き直し

的なものと認識したからであるところ、第181回の原稿の内容に照らして、被告が上記のように認識して原告に原稿の書き換えを求めたことが不合理的なものであるとまでは認められないというべきである。

イ そして、原告が被告からの書き換えの求めに応じなかったために、第181回の原稿が掲載されなかったのであるから、被告が第181回の原稿を掲載しなかったことについて、合理的な理由がなく、一方的に掲載を拒否したとはいえないというべきである。

ウ 原告は、被告が第181回の原稿を掲載しなかったのは、慶良間編と同じく、集団自決が軍の命令によるものだとするキャンペーンを展開した社の方針に反するためであると主張する。

しかし、前記説示に加えて、前記認定事実によれば、原告の担当記者であった名城は、集団自決の軍命説に言及して掲載を拒否したのではないこと、第181回の原稿が掲載されなかったのは、原告が集団自決に係る自身の結論を変更せずに過去の著述の抄訳部分や他社の記事の紹介部分を変更してもなお掲載拒否されたというのではなく、原告がそもそも書き換えに応じなかったことによるものであることが認められることからすると、第181回の原稿が掲載されなかったことが琉球新報の編集方針に反するためであったと推認することはできないというべきである。

エ 以上によれば、被告が第181回の原稿を掲載しなかったことについて、合理的な理由がなく、被告が一方的に掲載拒否したものであるとまでは認められないから、そのことが原被告間の連載執筆契約の債務不履行に当たるとは認められない。

## 2 争点②（原稿不掲載の不法行為該当性）について

原告は、被告が慶良間編及び第181回の原稿を掲載しなかったことが、原告の掲載に対する正当な期待を侵害し、集団自決に係る表現の自由を侵害する不法行為に当たると主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、被告が慶良間編及び第181回原稿を掲載しなかったことは、原被告間の連載執筆契約の債務不履行に当たるとは認められないのであり、そのことが債務不履行とは別に不法行為を構成するとは認め難い。しかも、原告の主張は、被告の上記各掲載拒否が琉球新報の基本的立場ないし編集方針に反するためであったことを前提とするものであるといえるところ、かかる事実が認められないことは、前記1の(2)ないし(4)のとおりである。

なお、原告は、上記各掲載拒否が原告の著作物の同一性保持権を侵害するものであるとも主張するが、原告の主張自体においても、被告は、原告が執筆した慶良間編及び第181回原稿を琉球新報紙上に掲載しなかったにとどまり、原告が別の形でこれらを発表することを何ら妨げるものではなく、既に発表したものを原告の同意なく改変したりしたものでもないから、その主張は採用できない。

したがって、被告が慶良間編及び第181回原稿を掲載しなかったことが被告の原告に対する不法行為に当たるとは認められない。

### 3 結論

以上のとおり、被告が慶良間編及び第181回原稿を掲載しなかったことが、原被告間の連載執筆契約の債務不履行及び不法行為に当たるとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 井 上 直 哉

裁判官 澤 井 真 一

裁判官 長 博 文

ーイスラエルの東端に“生”を拒絶する塩の湖“死海”がある。その死海の南東岸にまるで巨大な戦艦と見迷うマサダ要塞跡がある。要塞の周囲には数百メートルの断崖聳り立ち、正に難攻不落と見える。マサダ要塞は紀元前四世紀ヘロデ王が宮殿を創り、要塞化し、その後ローマ軍とイスラエル軍が覇権を争った舞台だ。紀元七〇年ローマ軍はエルサレムを占領し、最後のイスラエルの要塞マサダを攻略することになった。しかし、二年間もマサダを包囲しながらも女、子供を含めてわずか千人のユダヤ教徒に対し、一万五千人の大軍から成るローマ軍は歯が立たない。ローマ兵が岩山を登っても、次々、突き落とされたのだ。ついに司令官は更迭された。新任の司令官ジャイル將軍は断崖の一角に山のように石や土を運び、岩山の頂上まで積み上げ、傾斜路を造った。紀元七三年四月十五日、ローマ軍は傾斜路を登り、マサダの頂上に攻め寄せた。しかし、千人のユダヤ教徒らは自ら命を絶つことにした。“集団自殺”を決行したのだ。敵の死体の山を見て、叫んだ。「なぜだ。なぜなんだ！」ー

今、沖縄の新聞は「軍命による集団自決」が教科書から削除されようとしている問題で国に対して厳しい批判を展開している。この問題は渡嘉敷の海上挺進第三戦隊戦隊長であった故赤松嘉次さんの弟と座間味の海上挺進隊第一戦隊戦隊長であった梅澤裕さんが「自決命令を出していない」として、その名誉を傷付けたとされる「沖縄ノート」の著書大江健三郎さんと岩波書店、そして新崎盛暉さんを大阪地裁に訴えたことに起因する。「集団自決」が行われた慶留間、渡嘉敷、座間味で一体、どのようにして“集団自決”が始まり、終わったのか、そして、なぜ集団自決が起きたのか、これから詳しく検証しよう。読者の多くは自決命令があったかなかったか既に結論を出しているはずだ。この物語を読む前に、読者は頭を白紙にする。つまり結論は最後に下すことだ。いかなる結論を下すにしても、検証の前に結論があつては、真実は見えてこない。先ず、慶留間と渡嘉敷で住民の“集団自殺”を目撃したグレン・シアレス伍長の証言から始めよう。シアレス伍長は第1話でも重要な証言をしてくれた。第77師団306連隊第1大隊A中隊の歩兵である。

グレン・シアレス伍長は語る

一九四五年三月二十六日、潮が満ち、ついに突撃命令が出ると、水陸両用車の列は横一線に並び、海岸に向かう。そのすぐ後ろから小型LST艇がおれたちの頭越しに慶留間島の海岸線と村落に向けロケットを発射し、おれたちを援護した。海岸から五百メートルほどの距離まで来ると、そのLSTはくると反転し、戻ってゆく。上陸第二波陣に道を開けるためだ。今やおれたちは自分で自分の身を守らなきゃならない。案の定、日本兵のやつらが穴の中から出てきて、軽機関銃をぶっ放し始めた。思い出したように機関銃が一、二発、水陸両用車の鉄板にぶつかり、はじけてゆく。おれたちは五〇口径の重機関銃をむちゃくちゃにぶっ放した。敵の機関銃をおとなしくさせるためだ。この上陸作戦は岩礁を避けるため、満潮時を選んで行われたから、水陸両用車が陸に揚がると、目の前に石垣の堤防が立ちふさがっていた。それにしても見事な石細工だ。石垣は所々、砲弾で爆破され、崩れ落ちていた。おれたちは逃げる日本兵を追って、崩れ落ちた堤防の間を通り抜けて、

左手の村落にでた。日本軍は村落から退却していた。やつらを山に追い詰めろ、という命令が下った。住民がよく利用する山道を見つけると、おれたちは登って行った。頂上に達するまで何の抵抗もなかった。頂上に着くと、背後から攻撃を受けたが、大したものじゃなかった。この頂上から続く尾根の向こうで猛烈な銃撃戦が行われていた。「救援を頼む」との慶留間島の山頂から続く尾根の向こうで猛烈な銃撃戦が行われていた。「救援を頼む」との無線連絡が入ってきた。現場に向かう途中、五、六人の日本兵がおれたちの方に逃げてきたところを、やつらが気付く前に撃ち殺した。一時間ほど何事も起こらなかった。山腹に洞くつを見つけた。そこには島の住民が何人かいた。おれたちが強かんして、虐殺すると信じたに違いない。彼らは自分の子供たちをナイフとナタで殺し始め、そして自殺し始めた。みすばらしい着物を着た老人（男）がはだしておれたちの方に向かって走ってきた。手には鉄の銚（もり）を付けた竹やりを握っている。日本軍が老人に槍（やり）を支給したに違いない。老人は何か叫びながら、突進してきた。自動小銃が火を吹き、その老人は倒れた。その時、ようやく日系アメリカ兵が現場に到着し、日本語で壕の中の住民に「やめろ、やめろ」と説得した。ようやく惨劇が終わった。今でもおれのまぶたの裏に焼き付いて離れないのは、あの若い母親の顔だ。自分の腕の中で死んでいる子供を見つめる母親の目。何てことだ。殺すことなんてなかったんだ。民政班から、鉄条網で囲われた収容所を用意したので住民を村に連れ戻せ、との命令が下った。おれは九十歳くらいのとても小柄な老女の襟（えり）首を掴（つか）んで、山道を下った。その老女はひざまで届くジャケット（ちゃんちゃんこ）を着、黒いだぶだぶのズボン（もんぺ）をはいていた。途中、おれたちは日本兵の死体のそばを通った。こいつは米袋を担いでいる際に撃ち殺されたらしい。銃弾で袋が切り裂かれ、米粒が道路に散乱していた。老女は俺の手を振りはらって、泣き喚（わめ）きながら米粒をかき集め始めた。死体なんて全く眼中にない。村に着くと民政班は収容所に配給食糧のケースと飲み水の缶を積み上げ、住民のためのテント設営の最中だった。日本軍に虐待されたフィリピン住民はなんと言うだろう。まさに雲泥の差の待遇だ。おれたちはもう一度山に入り、日本兵を捜すことになった。山から見下ろすと、海岸線に野戦砲が設置され、ちょうど一マイル離れた島に砲弾を撃ち込んでいる。あの島が、明日、おれたちが上陸する渡嘉敷島だ。三月二十七日、夜明け前、またおれたちA中隊の出番だ。A中隊は渡嘉敷島の最南端の海岸線に音も立てず上陸した。辺りはまだ暗い。俺たちの役目は、午前八時の上陸前艦砲射撃までに阿波連村落の裏側の尾根を占拠することだった。つまり、艦砲射撃を避けて逃げてくる日本軍を待ち伏せしようという狙いだ。そううまくいくはずはないと思ったが、実際その通りになった。三月二十七日予定通り、おれたちは午前八時、目的地に到着し、着色発煙手投げ弾を爆発させ、上空の偵察機におれたちの位置を知らせた。すぐに、艦砲と野戦砲が発砲し、砲弾が眼下の阿波連村落に降り注いだ。しばらくすると、退却する日本兵らが山を駆け上がってきた。およそ半時間、日本兵らは飛んで火に入る夏の虫とばかり、狙い撃ちにされた。二百人のジャップをやっつけたとだれかが言った。おれが見たのはせいぜい五十人ほどだ。おれたちの損害は二、

三人の戦死者と五、六人の負傷者だけだった。 ※(注) これまでのいかなる戦記にも渡嘉敷の最南端の浜(ヒノクシ)にアメリカ軍が上陸したことは書かれていない。ところが昨年筆者が渡嘉敷村の金城武徳さんから入手した「渡嘉敷第三戦隊の陣中日誌」に「三月二十七日…第一中隊は阿波連より撤収するも渡嘉志久峠の敵に阻止され、突破すること得ず東方山中に潜伏…」との記録を発見した。第三戦隊はアメリカ軍が裏をかくて、渡嘉敷最南端から闇(やみ)を突いて上陸し、待ち伏せしたことを知らなかったのである。「山を下りて阿波連の村を確保せよ」との命令を受けた。山を下りる途中、小川に出くわした。川は干上がり、広さ十メートル、深さ三メートルほどの川底のくぼみに大勢の住民が群がっている。俺たちが姿を見せると、手投げ弾が爆発し、悲鳴と叫び声が谷間に響いた。想像を絶する惨劇が繰り広げられた。大人と子供、合わせて百人以上の住民が互いに殺し合い、あるいは自殺した。慶留間の時と同じだ。規模がさまざまに違っただけだ。俺たちに強姦され、虐殺されるものと狂信し、俺たちの姿を見たたん、惨劇が始まったのだ。年配の男たちが小ぢやかな少年と少女たちの喉(のど)を切っている。俺たちは「やめろ、やめろ、子供を殺すな」と大声で叫んだが、何の効果もない。俺たちはナイフを手にしている大人たちを撃ち始めたが、逆効果だった。狂乱地獄となり、数十個の手投げ弾が次々と爆発し、破片がピュンピュン飛んでくるのでこちらの身も危ない。全く手がつけられない。おれたちは「勝手にしやがれ」とばかり、やむなく退却し、事態が収まるのを待った。A中隊の医療班が駆けつけ、全力を尽くして生き残った者たちを手当したが、既に手遅れで、ほとんどが絶命した。一日か二日後、工兵隊がやって来て、川岸に爆薬を仕掛け、惨劇の現場を埋めた。数ヶ月後、故郷へ帰る途中、俺がカルフォルニアでヒッチハイクをしたとき、年輩の男が拾ってくれた。その時、彼は俺がオキナワ戦に参加したことを聞くと、自分の息子はトカシキという島に行った将校だが、息子の話では、豪雨の後、無数の人骨が川を流れ落ちて来たそうだが、アメリカ兵が多数の住民を虐殺したせいらしい、と語った。俺たちが殺した。とは参ったね。もちろん、本当のことを話してやった。

ニューヨーク・タイムズ 一九四五年四月二日

### 渡嘉敷の集団自殺

三月二十九日、昨夜、われわれ第77師団の隊員は、慶良間最大の島、渡嘉敷の険しい山道を島の北端まで登りつめ、一晚そこで野営することにした。その時、一マイルほど離れた山地から恐ろしいどよめきの声、呻き声が聞こえてきた。手榴弾が七、八発爆発した。

「一体なんだろう」と偵察に出ようとする、闇の中から狙い撃ちされた。仲間の兵士が一人射殺され、一人は傷を負った。われわれは朝まで待つことにした。その間人間とは思えない声と手榴弾の爆発が続いた。ようやく朝方になって、小川に近い狭い谷間に入った。すると「オーマイガッド」何と云うことだろう。そこは死者と死を急ぐ者たちの修羅場だった。この世で目にした最も痛ましい光景だった。ただ聞こえてくるのは瀕死の子供たちの泣き声だけだった。

そこには二百人ほど（注・77師団G2リポートには二百五十人とある）の人がいた。そのうちおよそ百五十人が死亡、死亡者の中に六人の日本兵※（実は防衛隊員である。以下※印の日本兵はみな防衛隊員のことであることに注意）がいた。死体は三つの小山の上に束になって転がっていた。われわれは死体を踏んで歩かざるを得ないほどだった。およそ四十人は手榴弾で死んだのであろう。周囲には不発弾が散乱し、胸に手榴弾をかかえ死んでいる者もいた。木の根元には、首を絞められ死んでいる一家族が毛布に包まれ転がっていた。母親だと思われる三十五歳ぐらいの女性は、紐の端を木にくくりつけ、一方の端を自分の首に巻き、両手を背中でぎゅっと握り締め、前かがみになって死んでいた。自分で自分の首を絞め殺すなどとは全く信じられない。死を決意した者の恐ろしさが、ここにある。小さな少年が後頭部をV字型にざっくり割られたまま歩いていた。軍医は「この子は助かる見込みはない。今にもショック死するだろう」と言った。まったく狂気の沙汰だ。軍医は助かる見込みのない者にモルヒネを与え、痛みを和らげてやった。全部で七十人の生存者がいて、みんな負傷していた。その中に、二人の日本兵負傷者（※）がいた。担架班が負傷者を海岸の救護施設まで移動させる途中、日本兵が洞窟から機関銃で撃ってきた。師団の歩兵がその日本兵を追い払い、救護が続いた。生き残った人々は、アメリカ兵から食事を施されたり、医療救護を受けたりすると驚きの目で感謝を示し、何度も何度も頭を下げた。「鬼畜米英の手にかかるよりも自らの死を選べ」とする日本の思想が間違っていたことに今気がついたのであろう。それと同時に自殺行為を指揮した指導者への怒りが生まれた。そして七十人の生存者のうち、数人が一緒に食事している所に、日本兵（※）が割り込んできた時、彼らは日本兵（※）に向かって激しい罵声を浴びせ、殴りかかろうとしたので、アメリカ兵がその日本兵（※）を保護してやらねばならぬほどだった。何とも哀れだったのは、自分の子供たちを殺し、自らは生き残った父母らである。彼らは後悔の念から泣きくずれた。自分の娘を殺した老人は、よその娘が生き残り、手厚い保護を受けている姿を目にし、咽（むせ）び泣いた。また、別の島々でも同様な自殺、あるいは自殺未遂例があった。慶留間島の洞窟では十二人が絞殺されていた。第77師団の歴戦の猛者た



ちも、このありさまをわが目で確かめるまで信じられなかった。日本兵だけではなく、日本の住民まで“アメリカの野蛮人に捕まるぐらいなら死ぬ方がましだ”という信念で自殺する狂気の沙汰が実際に起ころうとは……。集団自殺の現場を目撃し、日本兵の浴びせる機関銃の中をくぐり抜け、子供たちを助けたのが、ジョン・S・エバンス軍曹である。(一九四五年三月二十九日 アレクサンダー・ロバーツ伍長の談話より)

※筆者は一九八五年沖繩タイムスの「沖繩戦日誌」でこのニューヨーク・タイムズの伝える集団自殺の記事を初めて発表した。“日本兵”も自殺現場にいたと思い込んでいたが、その後の調査研究で、“日本兵”とは実は防衛隊員であることが判明した。ひとつの言葉の誤訳が事実を大きく歪めてしまったことを反省している。三月二十九日の記事が四月二日に報道されたのは、四月一日の沖繩本島上陸作戦が始まるまで報道規制されたためである。

ぼくは一九九六年六月一日から、琉球新報文化欄でグレン・シアレスさんの手記「沖縄戦ショウダウ」十三回シリーズを発表した。

その中で渡嘉敷の集団自決の真相を発表した。その物語を発表する

前年の九五年に、ぼくは二度渡嘉敷を訪れ、裏付け調査をした。その調査の過程で、大城良平さんと

金城武徳さんは、「集団自決」に

ついて驚くべき真相を語ってくれ

た。二人は「赤松嘉次さんは自決

命令を出していない。それどころ

か、集団自決を止めようとしたの

だ。少ない軍の食料も住民に分け

てくれた立派な人物だ。村の人た

ちで赤松さんを悪く言う者は、一

人もいないはずだ。みんな感謝し

ている。」と言うのだ。感謝して

いるとはどういうことなのか。ち

ようど、その頃だった。九五年六  
月二十二日、二十三日、二十四日

の沖縄タイムスの文化欄に宮城晴  
美さんが「母の遺言―切り取られ

た“自決命令”―を発表した。凄

まじい衝撃波が走った。曾野綾子

さんの『ある神話の背景』を読ん

でも共感できなかったが、今、全

てがはっきり見えてきた。座間味

村女子青年団長だった晴美さんの

母初枝さんは、戦後、その著作物

で「住民は男女を問わず、軍の戦

闘に協力し、老人、子供は村の忠

魂碑の前に集合し、玉砕すべし、

と梅澤隊長から命令が出された」

と記していたが、その部分は“

嘘”だった、と晴美さんがコラム

で発表したのだ。「母はどうして

座間味の“集団自決”が隊長の命

令だ、と書かなければならなかつ

たのか”晴美さんはいきさつを  
説明した。

一九四五年三月二十五日。その

夜、初枝さんは、島の有力者四人

と共に、梅澤隊長に面会した。意

味もわからぬまま、四人に従いて

いった。有力者の一人が梅澤隊長

に申し入れたことは「もはや、最

後の時がきた。若者たちは軍に協

力させ、老人子供たちは軍の足手

まといにならぬよう忠魂碑の前で

玉砕させたい」というものだった。

初枝さんは息も詰まらんばかりの

ショックを受けた。だが、隊長は

“玉砕の申し入れ”を断り、五人

はそのまま壕に引き返した。

戦後、沖縄に救護法が適用され

ることになったが、救護法は本来、

軍人、軍属に適用されるもので、

一般住民には適用されないものだ。

そこで、村当局は「隊長の命令で

自決が行われており、亡くなった

人は「戦闘協力者」として遺族に

年金を支払うべきだ、と主張した。

「そうか、そうだったのか。」

全て、納得がいった。

二〇〇六年一月二十七日産経新

聞は琉球政府援護課で援護業務に

携わっていた照屋昇雄さんに取材、

報道した。照屋さんは「軍による

命令ということにし、自分たちで

書類を作った。当時、軍命令とす

る住民は一人もいなかった。」と

証言した。さらに照屋さんは「う

そをつき通してきたが、もう真実

を話さなければならぬ、と思っ

た。赤松隊長の悪口を書かれるた

びに、心が張り裂ける思いだっ

た」と語った。

最後に、ぼくが大切に保存して

いた二通の手紙を紹介しよう。そ

れは一九七〇年三月下旬、「赤松  
帰れ」「人殺し帰れ」と激しい攻

撃に晒された赤松嘉次さんが数日  
後、比嘉喜順さんに宛てた手紙だ。

一九七〇年四月二日付の手紙は言  
う。「(前略) 村の戦史について

は軍事補償其の他の関係からあの  
通りになったと推察致し、出来る

だけ触れたくなかったのですが、  
あのような結果となり、人々から

弁解の様にとられたことと存じま  
す。何時か正しい歴史と私たちの

善意が通じることと信じておりま  
す。(後略)「同じく四月十七日

の手紙は言う。「先日元琉球新報  
の記者より手記を書いてくれ、と

言われましたが、一度世に出しこ  
れ程流布されてからでは難しいだ

ろうから、新に真実のものは出し

たらどうかと言っておきました。

何れにしても私たちは真相が明白  
にされ、私たちの汚名が拭ひ去ら

れる日を期待して努力しておりま  
す。一日も早く沖縄の人々にも理

解して頂き、私たちと島民が心を  
合わせて共に戦ったように次の世

代が憎しみ合ふことなく本土の人  
々と仲よくやっつけてゆけることを祈

ってやみません。」

これで、パンドラの箱を閉じる。

パンドラの箱に残ったの、それは  
人間の真実だ。

(おわり)

これは正本である。

平成24年11月20日

那覇地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 玉城

